

報道関係各位

公益財団法人 笹川スポーツ財団

障害者専用・優先スポーツ施設 全国に 161 施設 半数が避難所機能を有す。障害者の地域拠点としての役割に期待

「スポーツ・フォー・エブリワン」を推進する笹川スポーツ財団（東京都港区赤坂 理事長：渡邊 一利 以下、SSF）では、障害者スポーツの普及、振興状況を把握するために、2010 年から障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究を実施しています。2021 年以来となる 2024 年度調査（共同研究者：日本福祉大学大学院 藤田紀昭教授、調査期間：2024 年 10～12 月）では、全国に 161 の障害者専用・優先スポーツ施設があることがわかりました。

当財団は、障害児・者の日常的なスポーツ環境整備には、「地域の障害者スポーツセンターが拠点（ハブ施設）となり、近隣の地域の障害者優先スポーツ施設や公共スポーツ施設（サテライト施設）、地域のその他社会資源とのネットワーク化を進め、スポーツ参加の受け皿を増やす」と提言を発表しています。

本研究では、ハブ・サテライト施設の実施事業を分析し、既存施設の障害者スポーツセンター（ハブ）化も検討しました。また、本研究で障害者専用・優先スポーツ施設の約半数が避難所機能を保有していることが明らかとなりました。今後、発災時に地域の障害者が安心して避難できる場所になる可能性があり、広域の地域拠点としての役割を議論する必要があります。

※本日セミナーを開催し、本研究結果を発表しております。

研究結果のポイント

1. 国内の障害者専用・優先スポーツ施設数：161
 - ・施設数は、2010 年：116、2012 年：114、2015 年：139、2018 年：141、2021 年：150 と増加傾向
 - ・障害者の総利用者数（のべ人数）は約 180 万人、1 施設あたり約 2 万人であった。
2. ハブ施設・サテライト施設別にみる事業実施
 - ・平均実施事業数は、ハブ施設 10.9、サテライト施設 4.0 であった。
 - ・サテライト施設の障害者スポーツセンター（ハブ）化を検討
3. 障害者専用・優先スポーツ施設の避難所指定状況
 - ・避難所指定施設は半数。指定福祉避難所が 12.3%、協定等により確保している福祉避難所が 15.1%
 - ・障害者のスポーツ施設から障害者の地域拠点への可能性

【担当者コメント：笹川スポーツ財団 政策ディレクター 小淵和也】

全国の障害者専用・優先スポーツ施設数は、2021 年度調査の 150 カ所から 161 カ所に増加した。その間、スポーツ庁ではスポーツ審議会健康スポーツ部会のもとに障害者スポーツ振興ワーキンググループが設置され、障害者スポーツ振興について具体的な議論を重ねた。その 1 つに全都道府県へのパラスポーツセンターの設置がある。本研究では、実施事業の観点からパラスポーツセンター設置に向けた現実的な方策を提案した。本提案をきっかけに各地域で具体的な議論が展開することを期待する。さらに本研究では、障害者専用・優先スポーツ施設の新たな可能性を探るため避難所の設置状況をまとめ、現状を鑑みた上での福祉避難所の活用と移行形態を提案した。障害者専用・優先スポーツ施設がスポーツの枠を超えて人々が集う場となる可能性についての議論も進むことを期待したい。

主な調査結果

1. 国内の障害者専用・優先スポーツ施設数は 161

国内には、161 の障害者専用・優先スポーツ施設が存在することが確認された。施設の廃止、機能移転、新設が進む。2021 年度以降に新設されたのは 5 施設であった。施設数は、2010 年：116、2012 年：114、2015 年：139、2018 年：141。2021 年：150 と増加傾向にある。

障害者専用・優先スポーツ施設の年間の利用者数を 2012 年度から 2023 年度までみると、付き添いなどを含めた総利用者数（のべ人数）は、2023 年は約 600 万人であった。2019 年度までは 700～860 万人前後で推移していた。

障害者の総利用者数（のべ人数）は、2019 年度までは 250 万人前後で推移していた。コロナ禍に 98 万人まで減少したが、2022 年度には 152 万人、2023 年度には 181 万人を超えるまで回復した。1 施設あたりの平均利用者数をみると、2018 年度が 29,924 人と最も多く、コロナ禍で 1 万人台まで減少したが、2023 年度に 2 万人を超えるまで回復した。

図表 1. 障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数（2012～2023 年度）

上段：施設数
下段：人数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
総利用者	115	115	121	97	102	104	101	104	107	101	104	105
	8,472,975	8,553,796	8,660,261	7,080,142	7,192,108	7,248,744	8,526,815	8,124,973	3,725,941	3,824,000	5,180,238	6,060,430
1施設あたりの平均利用者数	73,678	74,381	71,572	72,991	70,511	69,699	84,424	78,125	34,822	37,861	49,810	57,718
障害者の利用者	100	99	104	82	87	89	84	85	88	86	88	88
	2,665,735	2,689,194	2,777,075	2,472,042	2,492,319	2,483,573	2,513,597	2,412,901	984,770	1,035,643	1,524,335	1,816,375
1施設あたりの平均利用者数	26,657	27,164	26,703	30,147	28,647	27,905	29,924	28,387	11,191	12,042	17,322	20,641

2. ハブ施設・サテライト施設別にみる事業実施

障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室（出張教室）の 3 事業すべてを実施しているハブ施設は 82.1%、サテライト施設では 16.3% であった。

障害者専用・優先スポーツ施設の主な実施事業として、16 事業に関する実施状況をたずねた。障害者専用・優先スポーツ施設を JPSA パラスポーツセンター協議会に加盟している施設（以下、ハブ施設）と未加盟施設（以下、サテライト施設）の二群に分け、クロス集計を行った結果、平均事業数はハブ施設で 10.9 事業、サテライト施設で 4.0 事業だった。ハブ施設の平均事業数がサテライト施設の倍以上となっており、多事業実施はハブ施設の特徴の一つであることが改めて確認できた。また、サテライト施設で過半数（8 事業以上）の事業を実施しているのは 14 施設であった。

図表 2. ハブ施設・サテライト施設の実施事業数の平均値・最大値・最小値

	施設数	実施事業数		
		平均事業数	最大事業数	最小事業数
合計	108	5.8	15	0
ハブ施設	28	10.9	15	3
サテライト施設	80	4.0	13	0

既存施設の障害者スポーツセンター（ハブ）化を検討

サテライト施設で過半数の事業を実施している 14 施設（以下、潜在的ハブ施設）とハブ施設の実施事業状況を分析した。統計解析は変数の特徴にあわせ、 χ^2 検定、Fisher の直接確率検定を行い、ハブ施設と潜在的ハブ施設の差を検証した。統計処理には IBM SPSS Statistics(ver.29)を使用した。いずれも統計学的有意差は 5%未満とした。ハブ施設の実施が有意に高かったのは、以下の 3 事業であった。

- ・ 医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談
- ・ レベル別（初級・中級・上級向け）運動・スポーツ教室
- ・ 出前（出張）運動・スポーツ教室

地域の拠点施設であるハブ施設の特徴が顕著になった結果であるが、別の視点でみると、潜在的ハブ施設において、前述の 3 事業が実施可能となれば、ハブ施設と同等の機能を持つ可能性が示唆された。現在のハブ施設（29 施設）と潜在的ハブ施設（14 施設）をあわせた 43 施設を、仮に障害者スポーツセンターとする場合、これまでの 19 都道府県（29 施設）から 23 都道府県（43 施設）に拡大する。

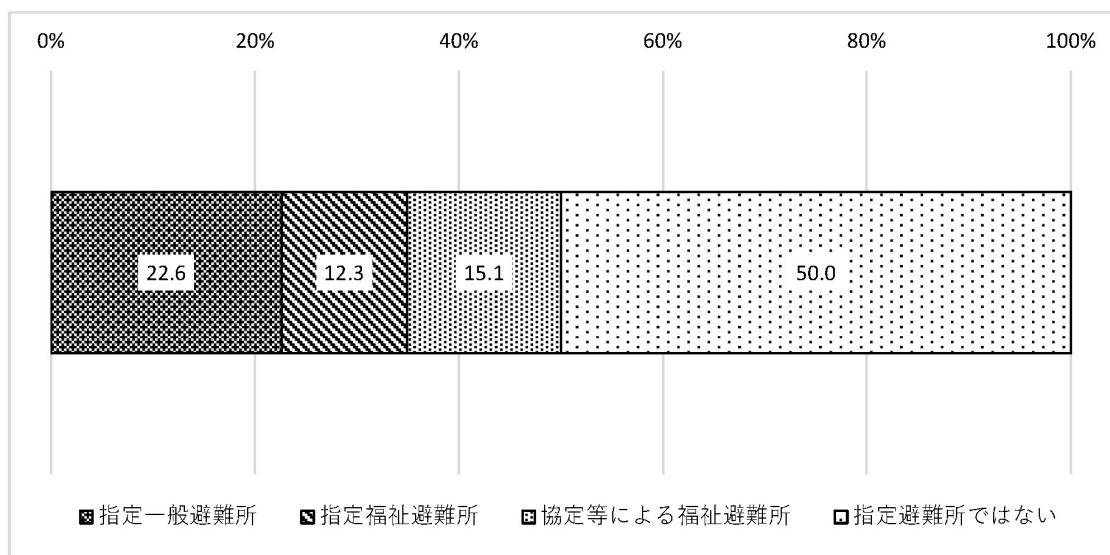
スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツワーキンググループ最終報告書」

（2024）では、地域の中心となって、障害のある人の身近なスポーツ環境の整備を支援する障害者スポーツ振興の拠点（障害者スポーツセンター）を広域レベル（都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル）ごとに 1 つ以上整備する、としている。前述した障害者専用・優先スポーツ施設における障害者のスポーツ実施事業や潜在的ハブ施設の既存機能を整理し、可能性の検討が重要である。

3. 障害者専用・優先スポーツ施設の避難所指定状況

障害者専用・優先スポーツ施設における避難所の指定状況をみると、50.0%の施設がいずれかの避難所指定を受けていた。内訳をみると、「指定一般避難所」が 22.6%、「協定等により確保している福祉避難所」が 15.1%、「指定福祉避難所」が 12.3%だった。

図表 3. 障害者専用・優先スポーツ施設の避難所の指定状況(N=106)



スポーツ施設から地域拠点となるための避難所機能の追加

内閣府のガイドラインを参考に、障害者専用・優先スポーツ施設を要配慮者のための避難所として活用形態を 3 パターンにまとめた。

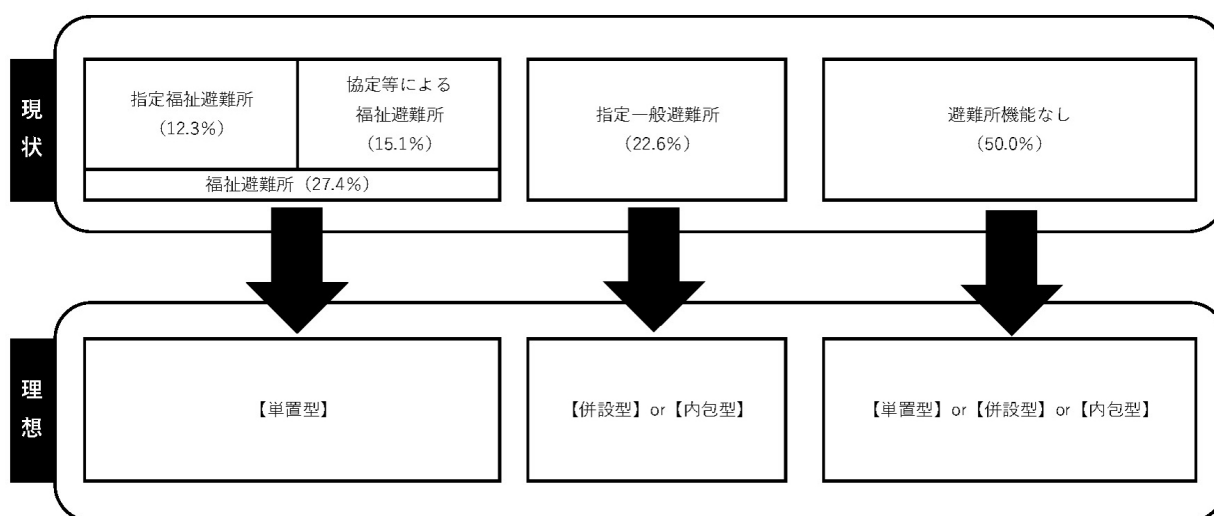
【単置型】指定福祉避難所や協定等による福祉避難所を指す。

【併設型】同施設内で障害の有無に関わらずに居住者等を受け入れるが、建物等で区分して、主に障害のない人は一般避難所機能を有する建物、要配慮者は福祉避難所機能を有する建物に誘導し、避難・滞在を想定する。

【内包型】施設内を建物等で区分できない場合には、指定一般避難所内の一部スペース（空き部屋や一部を区切った部屋等）に、生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等を配置し、指定福祉避難所の基準に適合すれば、指定福祉避難所としての機能を有することになるので、条件が整えば可能である。

現状の障害者専用・優先スポーツ施設の現状と理想の移行形態をまとめた。すでに福祉避難所となっている 27.4%の施設は【単置型】、指定一般避難所となっている 22.6%の施設は【併設型】か【内包型】、現在、避難所機能を有していない 50%の施設は各施設が保有する付帯施設の状況等により【単置型】【併設型】【内包型】のいずれかで検討することができる。

図表 4. 障害者専用・優先スポーツ施設における移行形態の理想



公
共

スポーツ施設に限らず、本研究で対象とした障害者専用・優先スポーツ施設も公共施設であることを鑑みると、福祉避難所に指定されていなくても、発災時には地域の障害者が避難してくる可能性がある。地域の障害者スポーツの拠点となっている障害者専用・優先スポーツ施設には、設置している市区町村に限らず、近隣自治体から利用者が集まる傾向があり、それらをふまえると、障害者専用・優先スポーツ施設が避難所機能を持つことは、ひとつの自治体に限らず、広域においてスポーツの枠を超えて人々が集う場となる可能性を秘めている。発災時の予期せぬ状況を考慮すると慎重な対応が求められると認識しつつも、指定管理者の選考基準や協定書の内容など、自治体と指定管理者、地域の障害者との関係性を再検討する時期にきていると言えるだろう。

■調査概要「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2024」

<調査期間> 2024年10～12月

<調査方法> 郵送法による質問紙調査

<調査対象> 障害者が専用、もしくは優先的に利用できるスポーツ施設の管理者

①身体障害者福祉センター（A型）／②旧勤労身体障害者体育施設／③旧勤労身体障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）／④身体障害者福祉センター（B型）／⑤都道府県および政令指定都市リハビリテーションセンター／⑥その他

<障害者専用・優先スポーツ施設>：要件1、または要件2のいずれかを満たす

要件1：日本パラスポーツ協会、パラスポーツセンター協議会加盟施設

要件2：①体育館、またはプールのいずれかを所有している

②利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している（障害者の個人利用と団体利用がある）